

東京都食品安全関係者と食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時： 平成15年10月16日(木) 16:00～

2. 場 所： 食品安全委員会委員会室

3. 出席者： (敬称略)

・ 東京都健康局食品医薬品安全部長	中井 昌利
・ 東京都健康局食品医薬品安全部食品監視課長	奥澤 康司
・ 東京都健康局食品医薬品安全部副参事(連絡調整担当)	村田 由佳
・ 東京都健康局食品医薬品安全部副参事(安全情報担当)	小川 誠一
・ 東京都健康安全研究センター微生物部長	諸角 聖

< 食品安全委員会委員 >

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、
坂本委員、中村委員、本間委員

< 食品安全委員会事務局 >

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

4. 議 事：(司会 西郷リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な発言 (: 東京都側発言 : 委員及び事務局側発言)

(東京都食品安全基本条例(仮称)について)

- : 東京都の食品安全対策は、健康局を中心に他の部局と連携しながら行っている。健康局は食品衛生法に基づく監視・指導が主な業務である。
- : 東京都として独自性を出しやすいのは、どういう分野になるのか。
- : 国が決めるような基準等の設定を独自に行うつもりはない。東京都として対策がとれる調査や情報提供といった面での対応になる。
- : 制定予定の条例の危害発生未然防止の措置の中に「自主回収報告制度」があるが、健康被害レベルに応じて都が独自に公表を行うことになるのか。
- : 商品を回収するか否かは、あくまで事業者の判断であり、社告だけでは周知されない面があるので、特に、健康被害につながるおそれのある原因で回収することになった場合は公表していく。
- : 知事の事業者に対する改善措置の勧告は強制力がないので、事業者が勧告を拒否

した場合にはどう実効性を担保するのか。

- ： 勧告は行政指導でしかないが、勧告内容を公表することで事業者に対する影響は大きいものと考えている。任意の調査を行い、指導に従ってもらうことで現実にはやれると思うが、常に協力が得られるとは限らない。健康への影響が相当程度ある場合、こういう仕組みがあればということである。

(都の食品衛生自主管理認証制度について)

- ： 自主管理とは、自ら行うものであり、外から制度的に圧力をかけるのは矛盾しないか。
- ： 衛生管理に積極的に取り組んでいる事業者を認証するものである。そもそも事業者の食品衛生自主管理は一般消費者からは見えにくく、社会的評価を受けにくい。食中毒防止には非常に重要であるので、事業者の衛生管理の取組みを積極的に支援するために認証を行っていく。
- ： 自主管理認証制度に基づく認証取得だけを目的にされてしまうのが心配である。認証制度は、どの程度の導入を期待しているのか。
- ： HACCPやISO 9000よりも都の認証制度はレベル的にはもっと低いものになると思う。事業者の規模もさまざまであり、あまり高いレベルに設定してしまうと実効性が担保できないことになってしまう。理想を求めるのではなく、現実的にできるものから進めていくことになる。
- ： 規模の異なる企業が多い中で認証基準をどの様に設定していくのか。
- ： 施設的には、対物基準である許可基準をクリアしているのが前提であり、それに加えて、どうソフト面で衛生管理を促進させていくかがポイントとなる。衛生管理のマニュアルの具体的内容は食品営業施設によって異なっても良いと思うが、具体性、客観性などを判断して運用していくことになると思う。
- ： 認証機関を第三者に委託するようだが、どのような団体に委託する予定なのか。
- ： 食品衛生コンサルタントの実績がある団体に指定審査事業者になっていただく予定である。

(他地域との連携について)

- ： 東京都の自給率は1%であり、都外から食品の99%が調達されており、最近では市場を通らないものも多くなってきている分、食の安全確保は大変なことだと思う。
- ： 昼間人口は1600万人であり、食品の流通経路が多いため、従来から近県と協力し、広域監視で緊急時対応を行ってきたところである。
- ： 他の自治体とは具体的にどう連携しているのか。
- ： 平成8年のO157事件を契機に、首都圏の課長レベルで連絡会議を設置し、食中毒対策を中心に対応しているところである。最近では、検査員の応援体制の整備や、また農林水産部門間では農産物の生産情報の公表に向けた検討なども行っている。

(以上)